

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A市所在のC会社に雇用され、平成〇年〇月から同社B店で調理マネージャーとして従業員のシフト表の作成のほか、調理や接客などの業務に従事していたところ、長時間労働と上司から繰り返し行われる叱責により、平成〇年〇月頃に不眠、気分の落ち込み、疲労感、食欲不振などの諸症状を自覚したとして、平成〇年〇月〇日Dクリニックに受診し「気分障害」と診断された。

請求人は、業務により精神障害を発病したものとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものであるとして、給付基礎日額を〇円として休業補償給付を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、同処分を取り消す旨の決定をしたため、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで改めて給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、上記の休業補償給付に後続する請求として、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求を監督署長にしたところ、

監督署長は、給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付を支給する旨の処分（以下「今回処分」という。）をした。

請求人は、今回処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 今回処分において、監督署長は、前回処分に係る審査官の取消決定に従い、請求人に対して給付基礎日額を〇円と算定して休業補償給付を支給する旨の処分を行った。

(2) これに対し、請求人及び請求代理人は、会社からの未払いの残業代等が算定されていないとして再審査請求を行うものの、当該未払い賃金の内容については具体的な主張をしておらず、自らの主張を裏付ける客観的資料の提出も行っていない。

(3) 当審査会においては、請求人らの請求の趣旨を踏まえ、改めて一件記録を精査するも、請求人には新たに未払い残業として加算すべき賃金があるとは認められないことから、前回処分に係る決定を踏まえて監督署長により再計算して算定された給付基礎日額〇円は適正な額であると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の給付基礎日額を〇円と算定して、休業補償給付を支給した監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。